

令和 3 年 3 月 1 2 日

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部

「文化のまち」づくり課長 鈴木 一弘

「厳重警戒宣言」及び「愛知県厳重警戒措置」の延長に伴う文化施設の対応について

(令和 3 年 3 月 1 2 日時点)

日頃より本市の文化振興に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月 1 1 日付で、愛知県より「厳重警戒宣言」及び「愛知県厳重警戒措置」について、令和 3 年 3 月 2 1 日まで延長するとともに、イベント開催に係る制限を一部緩和することが発表されました。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 施設利用上の注意事項について

(1) 入場者の制限について、令和 3 年 3 月 1 5 日から以下のとおり変更します。

大声での発声等を伴わない利用：定員の 1 0 0 %以内

大声での発声等を伴う利用 _____：定員の 5 0 %以内

(2) 施設の利用時間については、下記のとおりです。

| 施設名称 | 利用時間 3 月 1 日～ | (参考) 通常時の開館時間 |
|-------------|---------------|----------------|
| 市民文化会館 | 通常時の開館時間 | 午前 9 時～午後 9 時 |
| 西川芸能練習場 | | |
| 三の丸会館 | | |
| ライフポートとよはし | | |
| 公会堂 | | |
| アイプラザ豊橋 | 午後 9 時以降の利用中止 | 午前 9 時～午後 10 時 |
| 穂の国とよはし芸術劇場 | | |

(3) 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食はお控えください。

(4) その他、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

2 施設利用料等の還付について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に施設利用を取消しする場合は、利用料金を頂くことはなく、既にお支払い済みの利用料金につきましては還付させて頂いておりますが、今後も当面の間、同様の対応をいたします。
- (2) 愛知県の要請に伴い、文化施設の閉館時間を午後9時までとすることにしておりますが、午後9時をまたぐ利用区分を予約している方につきましては、午後9時以降の時間数に応じた施設利用料金を還付させていただきます。

対象期間の目安としては、「**嚴重警戒宣言**」及び「**愛知県嚴重警戒措置**」の延長に伴い、令和3年3月21日までの利用が対象となりますが、閉館時間を午後9時とする条件が解除される場合や、国や県の方針が変更となる場合は、この限りではありませんのでご理解ください。

<問合先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |